行政に対する苦情の受理状況報告書 (令和3年12月分)

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」(平成30年12月10日理事会確認)に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

行政に対する苦情の取扱いについて

1. 苦情の範囲

行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、 怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利 ・利益の侵害に関する苦情を受理する。

2. 苦情の受付

苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びFAXにより受け付ける。

3. 受理した苦情の委員への報告

受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書(月報)として取りまとめ、委員に配付する。

4. 行政監視委員会における調査への活用 受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の 皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用し ようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に応えるものではありません。 また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

> 令和4年1月 参議院行政監視委員会調査室

行政に対する苦情の受理状況(令和3年12月1日~30日)

上記期間に受理した苦情は、以下の37件です。

苦情に関するお問い合わせ: 行政監視委員会調査室(内線75366)

	件名・要旨	受理年月日
1	[障害者の表記の仕方について] 「障害者」との表記について、障害者から見ると「害」という表記には強い抵抗感と不快感を感じる。国の行政機関においては「障がい者」という表記で統一し、地方自治体や企業にも同様の表記で統一するよう、要請してほしい。	R3. 12. 1 ホームページ
2	[「経営・管理」の在留資格更新に係る出入国在留管理局の対応について] 「経営・管理」の在留資格を取得し日本で会社を経営していたが、重加算税を課されたことを理由として在留資格の更新を不許可とされた。税理士の対応に不備があったこと、悪意もなかったことを税務署や出入国在留管理局に対し説明したが認められず、私が会社を経営できない状況である。会社が倒産すれば銀行からの借入金を返済できず、外国人経営者に対する印象が悪化するとともに、従業員の職場もなくなってしまう。税務署などに苦情を申し立てたが、再審査の期限を超過しているため行政上採れる手段はないと言われた。また、総務省の行政相談でも対応は困難であるとの回答であり、ほかに相談できる場所がない。	R3. 12. 1 ホームページ
3	[サッカーのフランス代表選手による日本人差別問題について] サッカーのフランス代表選手が来日時に行った日本人に対する差別的言動につい て、日本政府からフランス政府に対し抗議の意を示すとともに正式な謝罪を求める べきである。	R3. 12. 2 ホームページ
4	[HPVワクチンの積極的勧奨再開について] 子宮頸がんを防ぐためのHPVワクチンの積極的勧奨再開に関して、厚生労働省の結論ありきの厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会への情報提供や手順に問題がある。まず、副反応被害者の声が反映されていない。当該部会が同省にとって都合のいいメンバーで構成され、エビデンスに信頼性もない。また、ワクチン製造会社の一部役員は同省元職員であることから官民の癒着が疑われ、ワクチン接種を推奨する医師や民間団体等の行動は、法律が定める医薬品の誇大広告等の禁止に抵触している可能性がある。行政の判断を検証し国民の命と健康を守る政策を実施してほしい。	R3. 12. 3 ホームページ
5	[地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定について] 国民の納得が得られる説明がなされないままのRCEP協定への参加は民主主義に背く行いであり、強く離脱を求める。	R3. 12. 4 ホームページ
6	[障害者雇用に対する労働災害の認定基準について] 障害者雇用により就労していたが、就労先では元々有していた視覚障害及び精神障害について合理的配慮がなされなかったため、適応障害となり精神障害も悪化した。そのため労働基準監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付の申請を行ったが、障害者雇用であることは考慮されず不支給となった。憲法における勤労の権利及び義務は障害者も当然に有しており、労働災害の認定に関して、障害者雇用であることを考慮した基準を作成してほしい。	R3. 12. 5 ホームページ

	件名·要旨	受理年月日
	[地域的な包括的経済連携(RCEP)協定について]	
7	我が国を中国等の植民地にしてしまう可能性があるため、RCEP協定への参加に は強く反対である。	R3. 12. 5 ホームページ
Kiosana 	[食品衛生法の改正について]	
8	改正食品衛生法の施行に当たり、伝統食を作る作業場に対しては衛生基準を満たすための改修費用の補助を行ってほしい。伝統食を作っているのは高齢者の場合が多く、改修費用を捻出することが難しい。伝統食を絶やさないためにも公費で支援を行ってほしい。	R3. 12. 7 ホームページ
	[公立施設の民間譲渡に係る公募期間について]	
9	公立保育所の民間譲渡に係る公募期間が1か月しかなかったことから、資料等を短期間で準備することができず、実質的に公募に参加することができなかった。公募期間が1か月であることに法的問題はないのか。	R3. 12. 7 ホームページ
	[税金等の負担について]	
10	消費税や保険料などの負担が大きすぎる。新型コロナウイルス感染症や物価の上昇で困窮している国民が多い中、なぜ減税が行われないのか。負担が増していくばかりで将来が不安である。	R3. 12. 7 ホームページ
	[在留外国人による犯罪の増加について]	
11	在留外国人が罪を犯した際に、難民申請の手続中には強制送還されない制度を悪用する事例がある。女性や子供は犯罪の標的にされやすくこのままでは安心して生活できない。出入国管理及び難民認定法の改正や強制送還制度の強化をしてほしい。	R3. 12. 7 ホームページ
	[在留外国人に対する生活保護等の支給について]	CMAH
12	生活保護等の受給を目的として外国人が来日する事例があるという報道を見たが、納得できない。日本国民が納税で苦しんでいるにもかかわらず、税金が外国人のために使われていると思うと、なぜ納税しているのか分からなくなる。制度を見直すべきではないか。	R3. 12. 7 ホームページ
	[府省庁等の記者クラブ制度について]	
13	在留外国人による婦女暴行事件について、当該外国人の氏名を警視庁に問い合わせたところ、記者クラブ非加盟社には開示できないとの回答であった。国民個人として当該情報を入手するには開示請求が必要となる。報道の自由は国民の知る権利に立脚しているはずであり、記者クラブの存在意義が不明である。府省庁等が記者クラブ加盟各社に対して会見を行う際は、インターネット等で広く公開するべきである。	R3. 12. 8 ホームページ
	[法務省職員の電話対応について]	
14	法務省では電話対応する職員は姓すら名乗らず、折り返し電話をすることもできない。名乗らない対応としているとのことであったが、当該対応が法的根拠のあるものなのか、内部的なルールによるものなのかについて問い合わせても回答を得られない。名乗ることの不利益を恐れているのかもしれないが、法務省全体の電話対応の質が低下している一因になっているのではないか。	R3. 12. 9 ホームページ

đ	件 名 · 要 旨	受理年月日
15	[国民健康保険税の年間納付額証明書の発行時期について] 個人事業主がその家族を青色事業専従者として支払った給与を税務申告する場合、年末調整等の手続を年内に行う必要があり、その際に国民健康保険税の年間納付額を記した証明書が必要となるが、当該証明書が送付されるのは翌年1月下旬であり、手続に支障が生じる。他の社会保険等については、年末まで余裕のある時期に年間納付見込額を記載した証明書が発行されるが、国民健康保険税について同様の書類の年内送付を希望する場合には別途の手続を毎年行わなければならず、フォーマットも臨時的なものであり、不十分である。自治体が運用を担っている国民健康保険税についても、他の社会保険等と同様に、年末まで余裕を持たせて年間納付額証明書を発行するよう、制度変更してほしい。	R3. 12. 13 ホームページ
16	[不正な交通規制標識に基づく取締りについて] 1年間に二度、時間帯指定の右折禁止に違反したとして警察の取締りを受け、交通反則告知書(青切符)が交付されたが、そのいずれもが運転中にその場所において交通規制がなされているとは判断できない不正な位置に道路標識が設置されていたことによるものであった。青切符が交付されると交通違反の点数が加算され、その後不起訴処分となっても1年間は当該点数が継続し、消滅させるためには免許停止処分等の不利益処分がなされた時点で公安委員会に不服申立てを行い認められることを要する。本来ならば、不正な規制標識を設置した公安委員会や、それに基づき取締りを行った警察も処分の対象となり、不正な規制標識は適正な位置に再設置されるべきであるが、現状では取締りを受けたドライバーがデメリットを受けるのみである。青切符の交付を受けても反則金納付又は刑事罰確定までは行政処分を課されないようにするとともに、不正な規制標識について早急に調査し順次改修を行うなど、改善を行ってほしい。	R3. 12. 14 ホームページ
17	[区役所等の対応について] 区役所が本来行うべき本人確認を怠ったため、知らない間に私の名義の印鑑登録が行われ、その印鑑登録証明書を使って遺産分割協議及び相続登記が行われていた。法務局に当該相続登記は違法であると訴えたが、印鑑登録証明書も添付されており登記を受け付けざるを得ないとして聞き入れてもらえず、相続権の回復はかなわなかった。区役所に当該印鑑登録は不正に行われたものであると訴えたところ、当初は全く取り合ってもらえず違法性はないと主張してきたが、本件に関し刑事告発をした後は、一転して協力する旨を伝えてきた。態度を変えた理由につき区役所及び市役所に問い合わせたが、いずれも回答を控える旨の返信があった後はいかなる返信もなく、不誠実な対応を取り続けている。このような対応を行った職員は懲戒免職にしてほしい。	R3. 12. 14 ホームページ
18	[市のごみ回収について] 市が指定するごみの分別方法は非常に細かい。収集日程も非常に分かりづらく、年に1回変更されるが、収集日程カレンダーは全世帯には配付されず、送付を依頼しても速やかに対応してもらえない。また、有料の指定収集袋は高額で、わざわざ遠く離れた地域で作られており、その輸送費等が料金に上乗せされていると思われる。本件に関し数年にわたり市役所等に苦情を申し立てているが、一向に解決しないため、きちんと検証等を行い指導してほしい。	R3. 12. 15 ホームページ

F	件名 要旨	受理年月日
19	[出入国管理及び難民認定法について] 外国人に関し、不法滞在や罪を犯しても不起訴になったとのニュースが目立つ。強制送還を拒む不法滞在者は多く、実刑を受けても難民申請手続中は強制送還されないため、何度も申請を行い、仮放免されることもある。出入国管理及び難民認定法の改正案では難民申請に回数制限が付くようだが、依然として抜け穴は多く不安要素ばかりである。罪を犯した外国人は強制送還させ、再入国を禁止するなど、日本人の安全を第一に考えた改正案の作成を希望する。	R3. 12. 16 ホームページ
20	[公共インフラの民営化について] 公共インフラの民営化はやめてほしい。水道事業については、施設の所有権を自治体が保有したまま運営権を民間事業者に設定する公共施設等運営(コンセッション)方式の導入が可能となったが、民間事業者に水質検査や水道料金徴収等を実施させることができ、その場合、実質的な「民営化」に該当すると思う。海外では水道事業の民営化は効率化と水道料金の引下げをもたらすとされてきたが、実際には、多国籍企業の参入により水道料金は値上がりする一方、人件費削減によりサービスが劣化する事例が相次いでいる。日常生活に必須のサービスは一定の水準・安全性が確保されるべきであり、利益を追求するものであってはならない。	R3. 12. 16 ホームページ
21	[住民税非課税世帯への給付金について] 住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給するとのことだが、家族の人数が多い世帯は光熱費等の支払いによりその大半が消費されてしまうため、1人当たり10万円を支給することを検討してほしい。	R3. 12. 17 ホームページ
22	[選挙制度について] 国政選挙、地方選挙とも、投票の際に写真付き身分証明書による本人確認は行われておらず、なりすましが可能である。また、多数の投票用紙を集め、同一人物や同一党に投票する票の取りまとめが行われているようである。こうした現状は民主主義に反しており、至急改善を求める。	R3. 12. 17 ホームページ
	[選挙制度について] 不在者投票制度はあるものの、現在、選挙の期日と投票所の開閉時間は日曜の決められた時間に行われることがほとんどである。しかし、日曜の日中に勤務している者や、夜間に勤務し日中は就寝等している者も存在することから、このような者に対しても配慮を行ってほしい。	R3. 12. 17 ホームページ
	[児童買春・児童ポルノ禁止法について] 児童買春・児童ポルノ禁止法の改正を求める声があるが、科学的根拠に基づかない 意見による判断は回避し、小児性犯罪から確実に児童を守り、被害者をケアするた めの政策を講じてほしい。	R3. 12. 17 ホームページ

植	件 名 要 旨	受理年月日
25	[自動車損害賠償責任保険について] 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)の保険料値上げに反対である。自賠責保険に加入していても、実際には被害者救済が適切に行われないなどの問題が以前から指摘されており、値上げする理由はない。被害者救済が適切に行われないのは、自賠責保険等のための特別会計から過去に国が借入れを行い、未だ返還が完了していないことにより、財源不足に陥っているためではないか。財務省は、借り入れた全額を早急に当該特別会計へ繰戻すべきであり、国土交通省も財務省に対しきちんと繰戻しを求めるべきである。	R3. 12. 20 ホームページ
26	[外国人に対する政策等について] 国民が外国人による犯罪で被害を受ける一方、罪を犯した外国人は不起訴になったり、難民申請を悪用し、仮放免となることもあり、仮放免中の外国人が行方不明となってもその身元保証人は法的責任を問われることはない。また、我が国の電波法等による外資規制は形骸化しており、スパイ防止法や厳格な土地規制もない。さらに、短期滞在入国者等の医療費の支払いについて最終的に公費で負担を行う場合があり、留学生に対する支援も国民に対するものより手厚い。外国人による生活保護申請も増えているが、支給期間を限定し、勤労の意思がなければ帰国させるべきである。このように外国人に対する優遇が顕著である一方で、国民に対しては一部の世帯にしか給付金を支給しないばかりか、支給方法を現金ではなくクーポン配付とする際に生じる事務費について考慮されていない。また、国民に対しては社会保障費への対応を理由とする増税を行っておきながら、実際には法人税の穴埋めに使われているようにも見えるが、大企業や富裕層からこそ税金を徴収すべきではないか。外国人を優遇する一方で、国民の困窮を看過することはやめてほしい。	R3. 12. 20 ホームページ
27	[情報開示請求への金融庁の対応について] 金融庁が情報開示請求に適切に応じない行為は情報公開法違反であり、こうした不法行為を行ってまで情報を秘匿し続ける理由を金融庁に問いただしているが、具体的な回答は得られない。金融庁自身が不法行為をやめ、法律に基づく正しい対応をすべきである。	R3. 12. 20 ホームページ
28	[新型コロナウイルス感染症について] 現在では新型コロナウイルス感染症がどのような病気か分かってきたため、同感染症の感染症法上の扱いを緩和し、元の生活が送れるようにしてほしい。遠方で暮らす子供が発熱していても、同感染症に感染している可能性があると、近くで看病することもできない。	R3. 12. 21 ホームページ
29	[緊急事態条項について] 政府は、新型コロナウイルス感染症を利用して緊急事態条項の創設を強行しようとしている。緊急事態条項が一度行使されれば、立憲主義が損なわれ、独裁政権となる可能性が高いため、その創設には強く反対である。	R3. 12. 23 ホームページ
30 31 32	[労働局職員の対応について] ハローワーク職員の話し方が良くない。労働基準監督署職員の話し方も無遠慮かつ 高圧的で上から物を言われているように感じた。	R3. 12. 27 ホームページ

i i	件 名 要 旨	受理年月日
33 34 35 36	[年金事務所の業務の行い方について] 年金事務所は書類を大量に送付しすぎ、税金を無駄にしている。	R3. 12. 27 ホームページ
37	[特定技能外国人に関する手続について] 地方出入国在留管理局から特定技能外国人を雇用する企業宛でに、当該外国人に対するアンケート用紙が郵送された。直接当該外国人に対して郵送するか、同局職員が質問を行えば足りるはずである。企業からアンケートへの回答を促してほしいという趣旨だとしても、企業側が回答を強制したと指摘される可能性もあり、企業宛てにアンケートを郵送する意図が分からない。	R3. 12. 31 ホームページ

は、日本の一部では、「大学の大学を表現である。」を表現である。 「大学の一般では、「大学の一般では、「大学の一般では、「大学の一般では、「大学の一般である。」 「大学の一般では、「大学の一般では、「大学の一般では、「大学の一般である。」という。 「大学の一般では、「大学の一般では、「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」という。「大学の一般である。」
「「大学の一般である。」
「「大学の一像では、「大学の一般である。」
「「大学の一像では、「大学の一般では、「大学の一像では、「大学の一般では、「大学の一般では、「大学の一般では、「大学の一般では、「大学の

温の資源署警察署基施をつかっまれた。 これはまだ